

次の役務の提供について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年8月19日

奈良県西和医療センター
院長 土肥 直文

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県立病院機構奈良県西和医療センター
臨床検査業務委託（詳細は入札説明書及び仕様書のとおりとします。）

2 委託内容

- 1 群：腫瘍・内分泌・血漿蛋白・自己免疫・アレルギー関連検査
染色体・細胞性免疫・生化学検査
2 群：ウイルス・感染症関連・凝固・血中薬物検査

3 委託期間

令和8年10月1日から令和10年9月30日まで
ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において、当該予算が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができるものとします。

4 履行場所

奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14番16号
奈良県西和医療センター
電 話 0745-32-0505（内線2214）
FAX 0745-32-0517

5 入札方法

- (1) この入札は、持参又は郵便によるものとし、電送による入札は認めません。
(2) 入札は、2の検査項目群ごとに行うものとし、臨床検査項目ごとに当該検査

に要する一切の経費（当センター内で使用する容器代は除く。）に当該検査の年間予定件数を乗じた額の総額で行います。

- (3) 第一交渉権者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって行いますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加するためには、競争入札に参加する者に必要な資格を備え、競争入札参加資格確認申請書の提出及び資格確認を要します。詳細は入札説明書のとおりとします。

第3 入札書の提出場所等

1 入札の日時及び場所

入札日時 令和8年9月4日（金） 午前10時00分

入札場所 奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14-16

奈良県西和医療センター 事務棟2階 小会議室2

2 入札参加手続等

(1) 問合せ先及び担当課

〒636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14-16

奈良県西和医療センター 総務課 管財係

電話番号（ダイヤルイン） 0745-43-5267

（代表） 0745-32-0505（内線2214）

FAX 0745-32-0517

ホームページ <http://seiwa-mc.jp>

メールアドレス seiwa-zaimuka@nara-pho.jp

3 入札説明書等の交付期間及び方法

(1) 交付期間 公告日から令和8年8月28日（金）午後5時まで

(2) 交付方法 奈良県西和医療センターのホームページ(<http://seiwa-mc.jp>)

の入札情報よりダウンロードして下さい。なお交付期間を過ぎますと、ダウンロードはできませんのでご注意下さい。

4 交付書類

- | | |
|---------------------|--------|
| ① 公告 | |
| ② 入札説明書 | |
| ③ 仕様書 | |
| ④ 質疑書 | 【様式 1】 |
| ⑤ 競争入札参加資格確認申請書 | 【様式 2】 |
| ⑥ 臨床検査業務に係る資格確認票 | 【様式 3】 |
| ⑦ 臨床検査業務履行証明書 | 【様式 4】 |
| ⑧ 入札書記載例 | 【別添】 |
| ⑨ 入札書 | 【様式 5】 |
| ⑩ 委任状 | 【様式 6】 |
| ⑪ 辞退届 | 【様式 7】 |
| ⑫ 臨床検査項目一覧表に関する記載要領 | 【別添】 |
| ⑬ 臨床検査項目明細書 | 【様式 8】 |

5 入札説明会の開催

実施しません。

6 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書及び申請書に記載している提出資料一式（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の承認を受けなければなりません。

（１）提出期限 令和８年８月２８日（金）午後５時（必着）

（２）その他提出場所、方法等は入札説明書のとおりとします。

7 入札に関する質疑等

質疑書【様式 1】により、下記期日までに上記担当係までメールで送付ください。なお、質疑書到着の確認を必ず電話にて行って下さい。期日以降の質疑応答、電話や口頭による個別対応は行いません。

- (1) 提出期限 令和8年8月25日(火) 午後5時まで
- (2) 回答日 令和8年8月28日(金) にホームページで公開予定です。

8 郵便による入札

入札書は郵便で差し出すことができます。詳細は入札説明書のとおりとします。

9 入札参加資格審査の申請

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係(奈良県庁主棟1階)

電話番号(直通) 0742-27-8908

第4 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨(アラビア数字で表記すること)とします。

2 入札保証金

免除します。

ただし、契約の相手方が契約を締結しない場合には、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第18条第2項に定めるところにより、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として納付しなければなりません。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条第1項ただし書の規定(保険会社との間に地方独立行政法人奈良県立病院機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国、地方公共団体又は地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者等)に該当する者は免除します。

4 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、奈良県西和医療センターから、入札参加資格確認申請書等の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (2) 競争入札参加資格確認申請書等に基づき参加資格の承認を受けた者を入札参加者とします。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第8条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 契約の相手方の決定方法

予定価格の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とします。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とします。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定します。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができます。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

9 契約の不締結

契約の相手方を決定後、契約締結までの間に、契約の相手方について次のいずれかに該当する事があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 契約の相手方の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支

配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

- （2）暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- （3）契約の相手方の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- （4）契約の相手方の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- （5）（3）及び（4）に掲げる場合のほか、契約の相手方の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （6）この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- （7）この契約に係る購入契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除きます。）において、当センターが当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、9の（1）、（3）、（4）及び（5）中「契約の相手方」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

11 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。